**認可外保育施設等をご利用の**

**保護者のみなさま**

**どの保育施設にも在籍していない**

**子どもの保護者のみなさま**

**川西市こども支援課**

**幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて**

　令和元年１０月から、幼児教育・保育の無償化により、やむを得ない理由で、認可保育所や認定こども園等を利用できず、認可外保育施設に通われているお子様、もしくはどの保育施設にも在籍されていないお子様で、家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新２号認定、新３号認定）」を受けられた場合、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償化の対象となります。（行事費や給食費などは原則負担）

つきましては、新２号・新３号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、施設にご提出ください。施設でとりまとめをされていない場合は、直接、こども支援課に認定希望月の前月１５日まで（必着・休日の場合は前開庁日）にご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定となります。

**１　無償化の対象者・金額、必要な提出書類**

1. 新２号認定の方

　　【対 象 者】３歳児から５歳児

【金　　額】保育料（月額上限３万７，０００円まで）

　【提出書類】・新２号・新３号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と

　　　　　　　 保育の事由に応じて必要な添付書類（４を参照）※添付書類は父母ともに必要

・「認定様式その９」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

1. 新３号認定の方

　【対 象 者】０歳児から２歳児で住民税非課税世帯

　【金　　額】保育料（月額上限４万２，０００円）

　【提出書類】・新２号・新３号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と

　　　　　　　 保育の事由に応じて必要な添付書類（４を参照）※添付書類は父母ともに必要

・「認定様式その９」（認可保育所、認定こども園等の利用申込みをしていない方）

**２　無償化の対象施設**

無償化となる認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の対象施設については、市のホームページでご確認ください。

（川西市ホームページからトップページ＞暮らし・手続き＞子ども・教育＞幼児教育・保育の無償化について＞無償化対象施設一覧）

**３　給付認定の区分**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 対象者 | 主な利用先 |
| 新２号認定 | 満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方**（例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合 | **預かり保育事業認可外保育施設****一時預かり事業****病児保育事業****ファミサポ事業** |
| 新３号認定 | 満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方**（例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合 |

**４　保育を必要とする事由と必要な書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 由 | 事由の説明 | 必要書類の例 |
| 1. 就　労

保護者のどちらも月６４時間以上就労している場合 | 常勤・パートタイム等 | ・就労証明書 |
| 内　職 | ・内職証明書 |
| 自営業農　業 | ・事業調査書と事業内容がわかる書類（営業許可証、開業届、確定申告書の写し等） |
| ②妊娠、出産 | 保育を必要とする理由が妊娠、出産の方（産前８週・産後８週） | ・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し） |
| ③保護者の疾病・障がい | 保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方 | ・次の㋐㋑のいずれか㋐診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記）㋑障害者手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） |
| ④親族の看護・介護 | 保育を必要とする理由が、親族の看護、介護の方 | ・申立書と次の㋐～㋓のいずれか㋐看護、介護されている方の市所定の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入）㋑手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）㋒介護保険被保険者証の写し㋓療養施設の在園証明書（川西さくら園など） |
| ⑤災害復旧 | 災害の復旧のため児童の保育ができない方 | ・申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書） |
| ⑥求職活動（起業準備含む） | 就業に向けて求職活動を行なっている方（最大９０日間） | ・求職活動状況申立書 |
| ⑦就　学職業訓練 | 就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方 | ・申立書・在学証明書、受講証明書など受講時間及び在学期間が確認できる資料 |
| ⑧虐待やＤＶの恐れがあること |  | ・申立書 |
| ⑨育児休業を取得して育児中 | 育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係るお子さんが１歳に達する年度末まで） | ・就労証明書（育休期間が明記されていること）※入所時点で育児休業を取得されている場合は認定を受けることはできません。 |
| ⑩その他 | その他、上記と同様な状態であると市が認める場合 | ・市が必要と認める書類を提出 |

※家庭の状況等により、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※必要な添付書類の様式については、市ホームページに添付しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

（川西市ホームページからトップページ＞暮らし・手続き＞子ども・教育＞幼児教育・保育の無償化について＞新２号・新３号認定の申し込み添付書類）

お問い合わせ

川西市こども未来部こども支援課

TEL０７２－７４０－１１７５